

## 徳島県個人情報保護審査会答申第60号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報開示請求

平成28年7月6日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○. ○月○日県（○○○）と私の協議内容の資料及び個人情報で（国からの指導書類）公開された資料含む 産業交流部（阿南）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年7月19日、実施機関は、請求に係る保有個人情報については、当該文書を作成しておらず、文書が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成28年7月20日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成29年3月6日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

H○年○月○日（付け○○○）の書類をH○年○月○日の協議したとき県から資料提供を受けている。国が指導・監督する官庁が、県に指導したものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報、平成〇年〇月〇日に南部総合県民局産業交流部（阿南）（以下「産業交流部（阿南）」という。）において、審査請求人と産業交流部（阿南）の担当者が協議した内容を記録した資料及び平成〇年〇月〇日付けで審査請求人が〇〇〇（以下「国」という。）と県に提出した〇〇〇土地改良区に関する請願書（以下「本件請願書」という。）の件で、国が県を指導した書類と推察される。

平成〇年〇月〇日に、審査請求人から、本件請願書の件での国からの産業交流部（阿南）に対する指導についての話があったが、国から指導を受けたという事実はない。

産業交流部（阿南）において、担当者は、審査請求人からの話の内容については、上司に口頭による報告を行ったのみであり、対応内容を記録した書類については、作成しておらず、国から産業交流部（阿南）に指導された事実もないことから国が県を指導した書類も存在しない。

また、土地改良区の指導及び監督に関する国との協議は、通常、農山漁村振興課で行っているが、国から農山漁村振興課に対しても、指導文書は送付されておらず、したがって、農山漁村振興課から産業交流部（阿南）に送付されるはずもなく、取得していない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報を保有していない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

#### (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日の産業交流部（阿南）における、審査請求人と産業交流部（阿南）の担当者が協議した内容を記録した書類及び本件請願書の件で国が県を指導した書類と解される。

#### (2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、産業交流部（阿南）において、平成〇年〇月〇日に、審査請求人から本件請願書の件で話があり、産業交流部（阿南）の担当者が対応したが、上司に口頭による報告を行ったのみであり、対応内容を記録した書類に

については、作成しておらず、国から南部総合県民局に指導された事実もないことから国が県を指導した書類も存在しないとのことである。

また、通常、土地改良区の指導及び監督に関する国との協議は農山漁村振興課で行っているが、国から農山漁村振興課に対しても、指導文書は送付されていないため、農山漁村振興課から産業交流部（阿南）に送付もしていないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、協議した内容の報告及び対応に関する記録自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はなく、産業交流部（阿南）において、上司に口頭による報告を行い、協議した内容を記録した書類を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ウ 本件請願書の件で、国から産業交流部（阿南）に指導された事実もなく、また、農山漁村振興課に対しても、国から指導文書は送付されていないことから、産業交流部（阿南）において、国が県を指導した書類について、取得していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

## 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 3 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 6日	諮 問
6月28日	審 議（第91回審査会）
7月27日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議（第92回審査会）

9月7日	審議（第93回審査会）
10月16日	審議（第95回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	職業等	備考
大道 晋	弁護士	会長
坂田 美佐	税理士	
末吉 江衣	弁護士	
南波 浩史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者